



「存娼論」の主張と行動

著者	秋定 嘉和
雑誌名	キリスト教社会問題研究
号	37
ページ	487-501
発行年	1989-03-10
権利	同志社大学人文科学研究所キリスト教社会問題研究会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2017.0000008423

「存娼論」の主張と行動

——昭和十年二月の全国貸座敷聯合会臨時大会の紹介——

秋 定 嘉 和

はじめに

ここに紹介しようとする一冊子は、全国貸座敷聯合会が刊行したもので、『昭和十年二月、全国貸座敷聯合会臨時大会記録』として出版された。内容は、(一)『大会記録』(九四頁)のほかに、(二)陳情運動・対議会運動、有志代議士の存娼工作(二八頁)、(三)臨時大会來賓貴衆兩院議員演說速記録(九二頁)、(四)第六十七回帝國議會公娼問題議事速記録(三〇八頁)などが収録されており全五三二頁にわたる大冊である。今回は、(一)の部分に限定してのべてみたが、これまでの研究史のうえでは「貸座敷」「遊廓」業者の思想や行動についての分析はほとんどなく、その組織的活動的変遷など不明個所が多い。しかし、業界からする政界工作など政友会を中心に当時の政治資金の問題や中央・地方政界での人脈に支配網など重要な意味をもつものと思われ今後は異った視角からアプローチが必要となると思われる。ところで一九三五年の本大会は、業者にとっても、また娼娼運動の側にとっても一つの決定的な時期であった。一九三一年、國際連盟の調査—東洋における婦人児童売買の実状調査—こそ日本帝国の「威厳」が問われることであ

った。しかも、その報告書公表（一九三三年）によって「公娼制度」は全世界の注目をあび、その批判的視点をさけるためにも内務省・議会は「廃娼」問題をとりあげざるをえなくなったのである。ここに一九三三年三月の「売笑問題対策協議会」が議員や廃娼運動団体（廃娼聯盟・廓清会）、遊廓・貸座敷業者の三者の協議機関として設立される理由があった。その活動は外部にもれ、廃娼運動や言論界は政府も「廃娼」断行にふみきると予測し、その線で発言・活動など重ねた。そのため危機感をつよめた業主たちのまきかえしがはじまるのである。

本稿は、その運動と思想の紹介を試み、現在の研究状況あるいは当時の廃娼運動との交叉を簡単にのべた。問題の究明は今後の課題として、とりあえず業者の大会の様相を紹介するものである。

支部長代表者会議

全国貸座敷聯合会臨時大会は、一九三五（昭和一〇）年二月一八―一九日、業者の「権益確保の爲めに」東京の赤坂青山会館で開催された。大会に先だって二月一七日、支部長代表者会議（於浅草区新吉原三業組合事務所）がおこなわれたが、幹事長市川忠吉（東京千住組合）が開会宣言をおこない会長浅井幸三郎（品川組合取締）が、昨年四月の支部代表者会議（於浜松）につづいて議會・代議士などへ陳情活動をおこない、「同業者結束の効果」があったことをのべ、「公娼制度廃止」の「流言蜚語」と業界の「人心動搖」をはずめてきたことなど説明して幹事市川伊三郎（新吉原組合）など幹部の挨拶・発言で會議は本格化した。

市川の関心は帝國議會議員のおこなっていた「売笑対策協議会」（昭和八年三月から九年三月にわたる計一〇回の協議会と数回の幹事会・小委員会など）の動向にあった。市川は当局との交渉は關係代議士にゆだねたとし、警視庁

からは業者側の希望を求められたが、公娼を廃止するなら「有利な代償」と、「私娼の掃蕩を徹底」することをのぞき、当局は「速答し難」と回答した。さらに「内務省の態度強硬」と伝えられ会見したが「双方の意見には甚き距離」がある、そして市川は警保局長松本学や課長・本務官まで「絶娼論者」であるとして内務省の態度とこれまでの議会の動向との差異を明確にのべたのである（七〇八頁）。

大野留一（洲崎組合元副取締）は、市川は新吉原に「転向」（廃娼断行）のうわさなしといったが、洲崎にも「新聞」に報道されたが「今日にては全廓結束成」と当初の「転向」は「私娼営業の簡易を希望する所より共鳴者続出し」かつ地元警察もすすめたからであるが「営業簡易化」が困難とわかり「非転向派」が増加、「現制度維持」に逆転したことをのべた（八〇九頁）。

このように地元東京の動揺をまず押しかえし業者の結束をかためる方針で大会にのぞむことに決し、「本部提案」案を提出した。それは、危機打開対策として廃娼論者の「策動」と「一部業者の権益擁護に対する熱意の欠如」が類勢をもたらししたが、業者の結束と対策によっては挽回は可能であるとするものであった。これに対して野瀬力太郎（京都市七条新地組合取締）や竹田延逸（神戸福原―以下省略）中尾泰一（大阪飛田）、樋口喜一郎（仙台市組合）らは、本部の確固たる提案をのぞみ、竹内は「本部の無能を暴露している」とまでいった。そして再度にわたる本部提案も異議が出て、委員一〇名を選出して付託してはと大阪（清水奈良蔵・松島組合）から提案があり可決されるという状況であった（一一二―一三頁）。

その後、各地の情勢報告に入り、伊藤又八（東北聯合会長・仙台）から山形県では昨年から娼妓の新規登録が許されていない、その一方「法網を潜る所の私娼に転業せんことを頻りに慫慂する」。岩手県でも「自発的に私娼営業に転向するのが業者の利益である」と県当局が盛岡市組合取締に勧説した、福島県でも娼妓の登録が一月から許されな

い、「大会の成行きに多大の希望を繫いでいる」とのべた。日下部憲之助（山形市）も伊藤と同様の内容を語り、東北聯合会の創立は、このような「私娼営業に転業」するようにすめられた危機によることをのべ、さらに青森市ではこの「大弾圧」のため、今大会に欠席したこと、娼妓登録も保留が多く、娼妓借金に対して当局は「没交渉」の態度であり「相互の貸借」であるとの見解で、内務省の態度をみていると、「娼娼を發表すれば、補償問題が起る」ので「地方的に弱きものより之を処理して行かんとするものだ」と批判した（一四〇五頁）。

九州からは日高嘉右衛門（大分市）が発言、郷里で同業者が期待している、欧米でも「娼婦」はいる、「公娼は風紀衛生上欠点なく我国情にも適合し、貧民救済に多大の貢献をしている」とのべ存娼に一致協力しようとのべた。

会合に出席した安藤正純代議士（政友会・東京）は、「公娼」は日本「旧来の良きもの」である、欧米では「私娼が跋扈」している、「風紀衛生等の点より考察して西洋カブレの人達の唱ふる娼娼論は諒解に苦しむ」、：「諸君は社会より指摘」された悪しき点は改めて「娼娼論の撲滅を計られんことを熱望」し「諸君の自覚と営業の改善とを勧告する」と激励した。

そして、東北の業者の危機には服部清（小倉市）より「本部より救援隊」をだすべきである。マスコミ報道などで不安をもっていたが「要路」を歴訪してみると「娼娼は社会が許さぬから心配には及ばぬ」といわれ安心していた。しかし東北の現況を聞いて不安である。内務省が娼娼をおこなわなくても「地方当局が漸進的に之を行」うとなるとなおさら困ると東北救済を力説した。青山達夫（岡山市中島）も「東北三県の危急を救うことが出来なければ、全国業者の命脈は絶えるであろう。地方庁の事務官が弾圧を下して業者を窮地におとし入れても、社会問題が起らぬとすれば、我々は既に滅亡したのと同様」だとした（一六〇七頁）。

福島県会議員原孝吉（実業家）は、東北諸県では娼娼を実施するのかが県当局の意向をたしかめてくれと業者から依

頼まれ、県警へいつたが要領をえなかった。県当局は「廃娼の意思はないが、成るべく追々と廃して貰いたい希望である」と答えた。内務省より内命はないが「県としては之を望んでいる、私娼は十六歳より許可しているが、公娼は転向後は満一八歳より許可し営業を黙認せんとしている」とし「県の内規をも作らんとしている」と報告、さらに業者に対して「諸君の権益は忽ちにして失はれるのである」とし「内務省令の如きも「内務大臣の意思一つにて改廃が出来るのである。諸君は大決心を以て起たねばならぬ」と激励した。

また龍田政吉（大阪市飛田）は、「廃娼側」はマスコミを利用し、いまにも廃娼が実現するかのよう「巧妙な宣伝」をし、世人に影響が大きい。業者もマスコミで、廃娼の意思を内務省はもっていないことを宣伝する必要があるとし、対策をのぞみ承された。

そして、大会宣言の起草委員選定が決定し左の人々が委員となった。

市川伊三郎 中村米次郎 柘植康太郎 谷茂岡七五郎（東京）、清水奈良蔵 龍田政吉（大阪）、野瀬力太郎（京都）、山村安平 竹田延逸（兵庫）、斎藤義太郎（北海道）、樋口喜一郎（東北）、清水定治（関東）、荒木末吉 齊木専太郎 大村信二（中国）、井後満衛（四国）、川野直吉（九州）

閉会ののち、起草委員会が開かれて「全国貸座敷聯合会臨時大会」の「決議（案）」、「宣言（案）」、「本部提案（案）」が決定された（これらは、原案のまま、大会当日決定をみた）。

なお、当日の出席者は浅井幸三郎（会長）、木野正俊 三牧万吉（副会長）、宇津七郎（相談役）、市川忠吉（幹事長）と十三名の本部幹事のほか、全国から一五〇名であった。彼らは次の地域の業者である。

東京市洲崎・新宿・千住、京都七条新地・伏見中書島・橋本、大阪市松島・飛田・新町・南地五花街、堺、神戸、福原、西宮、札幌、帯広、函館、旭川、釧路、樺太真岡・豊原、横浜、川崎、三崎、藤沢、平塚、盛岡、仙台、

山形、福島、平、白河、郡山、宇都宮、堀米、古河、千葉、松戸、船橋、松本、新潟、両津、静岡、岐阜、津、
松阪、伊賀上野、菰野、勝山、新宮、鳥取、浜田、岡山市東中島・西中島、広島市西廓・東廓、呉、福山、尾道、
山口、徳山、小郡、徳島、撫養、高松、丸亀、高知市玉水新地・下ノ新地、福岡、小倉、武雄、大分、別府、熊
本、鹿児島、都城（二二―五頁）

大会 第一日

二月一八日の大会第一日は明治神宮に参拝、青山会館（収容人員一五〇〇名）に二五〇〇余名が参集、収容困難のため地方出席者を正会場へ、東京府の出席者約一〇〇〇名は地階と別館一、二階の副会場に着席し、拡声器で大会の様子を知らせた。

開会には須田菊二（興信新報編集長）が、荻野新吉原組合副取締役を紹介、宮城遙揮のもと「君が代」を二唱して幹事長市川忠吉（千住）の辞のもと開会に入った。開催地を代表して東京府聯合会会長中村米次良（洲崎）が東京代表として挨拶、さらに会長浅井幸三郎（品川）がたち「国威が愈々輝きつつあるにも拘らず、我業界は常に不安を抱く」とのべ「廃娼聯盟」の宣伝のように四月に廃娼断行ということはないと思うが、そうなると全国に五〇万人の失業者が出る。そのことで政府も悩んでいる。失業せぬように結束して相談したいとのべた。副会長木野正俊（大阪市松島）も、公娼存廃論は論議しつくされている、内務省は「日本の体面上好もしくない」というが、一二〇〇年の「昔より伝統を有するのは、充分の研究と考慮の結果が然らしむるのである」、外国は個人主義、我国は「家族制度」で出発点からして異っている。「我国の根本精神と背反する」、外国に「真似る事はない」、内務省は「公娼の廃止は

表向きであって、実は私娼になれというのである」が「国法の下に営業するものに対し」阻止するのは「教育勸語に背反する行為である」、東北の状況など「業者」が「眠り過ぎて」いたのではないか「反省を願いたい」と陳述した。その後、議長（浅井）が推せんされ、来賓の挨拶がはじまった。衆議院議員大石倫治（宮城・政友）、青木雷三郎（兵庫、政友）、坂本一角（代理、東京・政友）がたち、業者を激励した。

ついで市川幹事長は廢娼聯盟の活動を報告、四～五月に廢娼されると「宣伝」し「新聞」にも「笛を吹いたが社会は踊らなかつた」とし、青森など東北情勢を分析して「転向事情」は「営業上に考えさせられる点が多い」と反省点ものべ、かつ官憲の「庄迫」も指摘した。

午後からの再開では全国聯合会相談役宇津七郎（神戸福原）がたち、「業者の結束の弛緩」が「危機を招いた主要な原因である」、「官憲のインテキも認めるが、業者の側」も悪い所がある、「法規で許されぬ営業をしていた」、だから青森の「転向」があつたのだと反省点をのべ、かつ、「社会の認識を深める運動」を積極的におこなうこと、官憲の「一事務官や一小官吏の言葉を聞かんより大臣其人より確答を得たい」、「売笑問題」研究に際して「権威者である我々業者を除するとは何事だ」とのべた（三二頁）。

これら同業者の声にはげまされ山形県代表日下部憲之助（山形市）は「感涙にむせんで」酒田市、山形市などの営業状況をのべ、「看板を身売防止として其の内実に於て廢娼を行はんとした」ことを官憲が語っており、青年会、処女会、愛国婦人会、市町村長まで行動、娼妓登録も許可されず減少にもかかわらず、所得税、戸数割のほか月税（特別税、畳一帖につき一七錢）など徴収され経営は危機の状況とのべた。佐賀県聯合会顧問中山直樹（武雄）は、長崎は昨年三月の国内博を契機に「私娼転向」を当局が強要した。しかも転向後は人員・年令制限もないの約束はやぶられ、税金も三倍になった、私娼が裁縫・生花教授所を利用して活動している。長崎をみて九州六県は「転向反対」を

し、「現行公娼制度の確立と維持に極力邁進」したいとのべた。北海道同盟会長斉藤義太郎（札幌）は、北海道の密売淫検挙者五八一名（昭和六年）、六〇一（昭和七年）、九二七名（昭和八年）の「平均有毒率は四七・四％」である（道庁調）。私娼増加は性病の増加と正比例している、「私娼公認ともいふべき脱法的営業への転向」に反対するとのべた。岡山県聯合会顧問戸川專治（元県会議員）は、教育県としてまた星島二郎、坂本つる、久布白落実なども活動しているが県会では反対が高まり「表面上に於ける廢娼運動は見受けられなくなった」、官憲は密売淫の性病（四〇％）の対策に努めている。娼妓の検黴では性病者はなかった、婦人矯風会は「國際聯盟に対しての体面上」というが、國聯を脱退している状況では「公娼制度をして世界万国に範を示して彼等を追隨せしめる様努力する事こそ帝國人民として取るべき道である」と公娼制度の世界的正当性を強調した。広島県会議員大村信二（呉市朝日）、本県では大正七年以来、廢娼聯盟と一〇回の話し合いをもった、最近は、「絶娼は不可能であるが故に、看板を塗りかえてくれ」というがことわった。安倍（磯雄カ）が来広し演説したが「論旨が余りにも不徹底」で「危く袋たたきにあわんとした」、それ以来廢娼演説はないなど広島地方の状況を演説した。

以上で地方情勢報告が終り本部提案の審議に入ったが、竹田は「三案を一括して本部に一任」との提案をおこない賛成された。次の「三案」は、すでに昨日、委員会で議決をみていた「原案」である。

決 議 私娼跳梁、性病猖獗を極むるは、我國現下の深憂大患なり、道途伝ふるが如く、公娼制度を廢止して、代ふるに私娼公認制度を以てするに於ては、更に此趨勢を助長促進するの虞れあり、公娼制度の存廢は、吾に我等の死活問題たるに止まらず、実に国家降替の分かるる所なり、等閑視するを得ざる所以なり、我等微力なりと雖ども、同業者一致結束、現制度の維持に全力を傾倒し、飽くまで目的の貫徹を計り、以て私娼亡國の危機克服に貢献せんことを期す 昭和十年二月十八日 全国貸座敷連合会臨時大会

宣 言 我公娼制度は過去六百余年の沿革を有し風紀衛生の維持に貢献する所甚大なるものあり、国家が之を公認する所の

理由も又実に茲に存す、之を是れ思はず一部欧米心酔者は現制度に代ふるに私娼容認制度を以てせんとす、現下私娼跳梁、性病蔓延を見るの時、更に此趨勢を助長せんとするは、真に寒心に堪へざる所なり、性病の猖獗は国民の智能と体力との衰壞を将来し、遠く禍を後昆に貽すの虞れあり、之を無視して輕拳を敢てせんとするは国家国民を蠱毒するものにあらずして何ぞや、且つ夫れ私娼容認は暗黙の裡に国法違反を国民に示唆するものにして国家自ら国法を破るものに外ならず、法治国に在つては断じて許すべからざる所なり、我等は私娼蔓延の現状と其流弊の甚しきに鑑み、売笑制度として完璧に近き現制度を固守するの刻下の急務なるを思ふと共に、我等貸座敷業者の責務の重且つ大を加へ来れるを痛感せざるを得ず、社会大衆は我公娼制度に対して正当なる認識を欠き、廢娼論者に左袒する者少しとせず、彼等の認識を是正して私娼亡国の危機克服に協力せしむることも、亦我等当面の急務と言はざる可からず、我等は社会現下の情勢に鑑み、一致協力現制度の維持に努むると共に、我等の社会的使命に顧み、時代の趨勢に適應せしむべく斯業の刷新改善を計り、以て国家奉公の実を挙げんことを期するものなり、昭和十年二月十八日、全国貸座敷聯合会臨時大会

本部提案 一、東北三県現下の情勢は遍く全国に影響するの虞れあり、速に之が応急対策を講ずること 一、全国業界の結束を鞏固ならしむる為め此際本部と支部との聯合を一層緊密ならしむべく努力すること 一、公娼制度存続の為め有らゆる方法によつて遍く社会一般に之が必要を知悉せしむること(二〇～一頁)

そして休憩時間には祝電が朗読された。名前だけ紹介すると、樺太真岡貸敷組合(以下貸座敷・遊廓組合を略す)、倉敷市、佐賀県殿の浦、同、娼妓一同、樺太豊原、山口県特牛、富山県氷見町、岡山県津山、呉遊廓娼妓一同、新潟県直江津、福岡、池見辰次郎、北海道貸座敷同盟会、札幌市白石、徳島市、大阪、溝淵春吉、下松支部、広島周旋業聯合会長、井川力松、飛田紹介業、辻寅之助、高松市北新地、山口県柳井、大阪飛田健実同志会、大阪、樋口伊之助、衆議院議員、一松定吉、同、中野寅吉、大阪飛田遊廓県、大阪飛田組合、竹村喜一郎、長野県貸座敷組合取締、伊東勝太郎、堺市栄橋、広島県聯合会顧問、山本久雄、広島市西遊廓留守組合一同、佐賀県武雄遊廓娼妓一同、旭川市中央、樺太、長野県塩尻、大阪飛田、藤原範次郎、九州貸座敷聯合会本部、愛媛県支部長、宮本広、神戸新川、坪田賢治、熊本市二本木、小樽市手宮、尾の道、佐賀県唐津西遊廓娼妓一同、山形遊廓ゆたか本間、宮城県古川町、小畑卓

司、吳遊廓留守組合、台湾高雄、鹿児島市常盤、大分市、京都島原遊廓取締、松本由之助、京都祇園乙部、京都府宮津、愛媛県支部長、宮本広、京都北新地、沖繩県那覇市辻、仁川貸座敷組合取締、井上権太郎、全国聯合会副会長、三牧万吉、広島東周旋業組合長、山中俊秀、同西、花岡房吉、大正日日新聞社栗山社長あるいは代議士など、また、樺太、台湾、朝鮮など海外植民地の業者や、娼婦一同、口入、周旋屋などの各界にもわたっていた。電文内容は業界の権益保護と公娼制の存続をねがうものが多かったが、そのうちの一文を紹介すると、「存娼立国、私娼亡国、皆さるん一歩も引くな」（衆議院議員 中野寅吉）が簡要をえている（四〇～四三頁）。

なお、大会での発言のうち重要なものを紹介すると竹田延逸の緊急動議である「議長指名の六〇名の特別要員」で内相はじめ各大臣に陳情攻勢をかけること（全員一致で可決）でその後、業界から政界への働きかけは強まるのである。

その他では、斉藤直一（新吉原）は業界の「団結力の弛緩」が原因であり、本部への相談不足のないようにとの指摘、中尾泰一（飛田）の「警察官憲が公娼の廃止に自ら乗出して転向せしめた」、「取締たる内務省が廃娼に乗り出した」、関西聯合会でも「廃娼」をおしつけられたので「今回の臨時大会開会と成った」とのべ、本間憲太郎（釧路市組合評議員）も「公娼制度」は六〇〇年の風習である、売名者たる廃娼論者を葬るため共働しようとして激励した。

大会 第二日

大会第二日（二月一九日）は、幹事清水奈良蔵（大阪松島）の開会挨拶ではじまった。清水は、法令を取去ろうとしたり、法網を潜ることをすすめる役人がいるが、我々は教育勅語と国法に従って業界は一致団結して相扶けあつて

生活権の擁護にあたらうとのべた。そして来賓の各議員の演説に入ったが、いづれも「現制度の存続」と「業者を激励」し、「氣勢を煽って満場昂奮と感激の交錯裡」におわったという。いま、演説者をみると左記の通りで、昼食、休憩も省いての熱弁であったという。

元衆議院議員 井上孝哉 衆議院議員 田中武雄 (以下同) 板野友造 中野種一郎 山下谷次 三上英雄 立川平 荒川五郎 松木弘 青木亮貫 前田房之助 中井一夫 川島正次郎 一松定吉 土屋清三郎 船田中 森田政義 浜野徹太郎 久山知之 深沢豊太郎 大野伴陸 戸田由美 武知勇記 高橋熊次郎 貴族院議員 宮田 光雄 衆議院議員 安藤正純 (以下同) 土倉宗明 竹下文隆

つづいて永沢仙太郎(松島)が議会に対して「公娼制度存置に関する請願」を提出したいと会場にはかり異議なく可決、約一〇〇名の特別委員を銓衡した(地方別・委員名省略)。

閉会の時間をすぎていたが特に時間を延長して小島光枝(日本婦人更生会長)が登場、「廢娼」の非を内務省で説いたが担当者は「つつと立って逃げさせた」、「公娼は我が国体に立脚して神の御威光の下に定められたる制度である」のに内務省は「国法無視の挙に出」たのである。海軍省は「表面に立つ事は出来ないが、背後にあつて助力をいたそう」と約束してくれた。警視庁は「私を侮辱して後には暴力を以て外へ押し出した」。このような情勢のため、昨年七月「公娼存廢の協議会」が開催されたのであり、玉の井、亀戸など警官が廢娼の方向にむいているのは「國家を毒するユダヤ思想」である、「公娼存置」は「國家の礎石」と公娼存続論を強調した。その他、京都七条、唐津佐志、東京千住、大阪南地、京都北新地、福井、大阪飛田、新吉原、堺、釧路、尾道の各業者一四人が所感演説を申し出たが省略された。

そして浅井会長の閉会の辞にうつり、議員四十余名の激励に感謝し、新聞界が「公平」な報道をはじめたと記

者連に礼をのべた。荻野東京府聯合会代表（新吉原）も多数の参集と団結の喜びをのべ、今後の対策と方途ができたこと、「性の調節機関は社会構成上必要」で、研究するほどに「現行制度」が適切であるとし、「国家社会の為に」に「現制度を維持」しようとのべた。

会は「両陛下の万才」と「全国貸座敷聯合会の万才」のなか「未曾有の盛況、予想外の成功」を収めて終了したのである。

大会の特徴と研究史上の問題点

以上のべたように、大会では業者の危機観がみなぎり、かつ、それを裏づける事実が東京や東北、長崎であったこと、ここでは廃娼運動の活動を背景にして内務省が廃娼を断行する決定前まで至っていたことが大会へ参加した業者・関係者の発言からも判明する。このことを裏づけているのは、この時期の『廓清』記事で、今後の分析をまたねばならないが、注目すべきは全国各地での官憲の動向である。その方向は「公娼」を廃止して「私娼」を中心にして統轄しようとする傾向で、この背後には欧米を中心とした国際的批難があり（「東洋婦女売買調査委員報告に対する経過」『廓清』二四―七昭9・10）、国内でも廃娼運動の高揚と一定の妥協案が「売笑対策協議会」を中心に了承されつつあったことによる。

これらの点は、すでに竹村民郎『廃娼運動』や久布白落実『廃娼ひとすじ』、日本キリスト教婦人矯風会『同百年史』が指摘していた点である。竹村氏は立論の資料として「売笑問題対策協議会議事録」の第一回と第四回を資料として使用されている。

しかし最終回の第十回「議事要録」で星島二郎代議士（委員・座長）はこれまでの会議の要約的意見として次のように述べている。「私共の廢娼論は国家の公許したる制度としての娼家及娼婦の存在を否認せんとするものでありまして、換言すれば事実上の存在に己むを得ぬとしても、少くとも国家公認の制度は速かに之を廢止したいと云ふにあります」（『売笑問題対策協議会議事要録』一二六頁）。そしてさらに業者の營業に対しては「現状に即して^効適當の対策を講じたいとし、「業者諸君も内容の伴はざる形式上の權益に執着されているよりは、形式は変わっても營業上の実利を保持することを得て、ここに円満なる一段落をも告げることになる」（『同』一二八頁）という。ここには、「公娼」から「私娼」への移行と、それともなう新しい營業權益の「転向」（秋田県下の廢業）が示唆されていたのである。このような転換策を業者が提出したように述べているが（一八六頁）竹村氏もいうように「廢娼」派代議士からの提案であったのである。

したがって、次の市川（新吉原三業組合取締り）が述べたのが真相を思っていると思う。

協議会成立前後の事情並にその後の経過につきましては、只今星島氏からお話のあった通りでございます。私どもとしましても従来廢娼論を主張された方々と親しく膝を交へて懇談した結果少からず得るところがありました。廢娼論者の企図されるところは業者の營業を圧迫し或は之を不振に陥れるやうなことでなく、従来の營業はそのまま続けて行つて差支へないし、又その安全保証の爲には確實な対策を講じようではないかと云ふお話なのです。さて段々御理解のあるお話を伺つてみると我々業者にしても多少時勢と云ふものを見てありますし、形式的な特權を誇つてあるうちに実利実益が失はれて行つては何もならないと云ふ考も持つて居ります。従来ことは時の流れに順応して今の時世にびたりと適合した形式で營業を確保する、その方が業界全般のため得策であらうかとも思ひました。

とのべ、業者の營業継続の保証と取締官庁の「理解ある態度方針を以て本問題の解決に善処」してくるかにある（『同』一三〇頁）としたのが焦点である。

そして廃娼運動派からは松宮廃娼聯盟理事長からも

私共の立場は常に娼家娼婦の根絶を理想とするものでありまして、この信念は何時如何なる場合と雖も変わりませんが、之を實際社会に実施するに当つては時勢に順応する必要がある、且自ら順序と云ふものがありまして一概に理想論を振りまはすことが能事ではありません。又業者側にしましては時勢を達観せずして徒に旧套を保守するのみが賢明なる策であらうとも思はれませんが、この点に双方の一致点を見出し得るのでありまして、今後更生の営業方法が確定実施せられ、且一般風紀対策が樹立せらるゝと共に公娼制度を廃止するといふ結論を得るに至つた所以の存するところであります。蓋しこゝに到達したことはこの問題の経過しなければならぬ当然の道程である(一三二頁)

と対応した発言がなされたが星島に較べてあいまいな点があった。

これらの点を業者代表(市川伊三郎)は前述の貸座敷業者の聯合大会でつき、とくに内務省との意見とは「甚しき距離があった」(七頁)とのべていた。

このことなどみても、当時の「廓清」誌上の見解のあいまいさがとけるのである。別の機会にのべたいが、やはり安部磯雄のいうように「廃娼の漸進論と急進論」は運動内部で対立していたのではなからうか(「公娼制度廃止の意義」『廓清』二五―一―昭和一〇・一一)。星島の提案に対して廃娼運動例の動向が検討されねばならない。

ついで業者の動向からいうと、この大会でこれまでの後退が停止され、逆に営業成績は伸張したのである。娼妓数は昭和六年をピークに漸減していくが、昭和一〇年臨時大会によって昭和一二年ごろまで盛り返し、遊客娼妓数は増加するのである(昭和一二年が遊客数最高である)。

したがって業者が営業困難となつたのは、廃娼運動によってではなく戦時下の状況によるものであったとすることまでの定説をあらためることはないと思われる。

以上、本稿は、主として『昭和十年二月、全国貸座敷聯合会臨時大会記録』の一部を紹介し、かつ、立論に関連し

『「存娼論」の主張と行動』

た研究史上の問題点を略述した。さらに追及すべき点は多くあるが次の機会とした。

年次	遊客人員及遊客消費金額累年比較 資料(第四十七回警視庁統計書)		内地に於ける娼妓数累年比較 (内務省警保局調)	
	遊客人員	消費金額	娼妓数	遊客数
大正十四年	三、七四三、九八二	一五、九八五、九七五・三八	五〇、八〇〇 ^人	二二、五八七、四四〇 ^人
同十五年	三、九四四、四三六	一四、八〇〇、五四一・三四	五〇〇、五六	二二、二七三、八四九
昭和元年	四、二二一、六三一	一五、九三二、八二九・二三	四九、〇五八	二二、七九四、二二一
同二年	四、六九八、〇〇三	一七、五六三、二五五・六一	四九、四七七	二二、三六〇、一七〇
同三年	四、一八三、〇一二	一五、一二七、一一七・六六	五二、一一一	二二、八二七、七三〇
同四年	四、〇一四、一四九	一二、三四四、二五五・七六	五二、〇六四	二二、三九三、八七〇
同五年	四、六一五、四四六	一一、九七六、九六一・七五	五一、五五七	二二、七三六、三四一
同六年	四、九一九、五二六	一一、五九八、九六三・五二	四九、三〇二	二四、九二二、五〇四
同七年	五、三五四、九一九	一二、二九三、七二二・六八	四五、七〇五	二五、八三八、七七六
同八年	五、六〇七、五五二	一二、七三四、〇二二・二四	四五、八三七	二七、二七八、一〇六
同九年	五、七五四、七六五	一三、〇四六、二九五・一八	四七、〇七八	二八、〇六二、四五一
同十年	五、九〇〇、一〇〇		四七、二一七	三〇、八一八、九八一
同十一年	六、三一五、九三六		四七、二一七	三三、四八六、一九二
同十二年			二・四〇	三三、〇二九、八二六
同十三年				三三、〇二九、八二六
同十四年				三〇、四八三、七三一
同十五年				二七、五一六、七四七
同十六年				

(あきさだ よしかず・池坊短期大学教授)